

### 3 指導計画の作成・実施・評価・改善

#### (1) 「法」に関する教育カリキュラムの活用

「法」に関する教育の基本的な考え方を踏まえ、各教科等における単元・題材等の指導計画を作成する際に、例えば、本カリキュラムを次のような手順で活用することが望まれます。

##### 1 ◆新しい学習指導要領における「法」に関する教育にかかわる主な指導内容を把握する

- 新しい学習指導要領において、「法やきまり、ルール及び司法」について、どのような指導内容が示されているのか概観します。
- どの教科等のどの指導内容について、単元・題材等の指導計画を作成するのか明らかにします。

<P14~15>

→「各教科等における主な指導内容の一覧」を活用

##### 2 ◆新しい学習指導要領の解説に示された指導のポイントを把握する

- 新しい学習指導要領に示された「法やきまり、ルール及び司法」にかかわる主な指導内容について、その解説においては、どのようなことを指導のポイントとして示しているのか把握します。

<P16~35>

→「各教科等における主な指導内容と指導のポイント」を活用

##### 3 ◆指導内容にかかわる「学習の視点」を明らかにする

- 新しい学習指導要領に示された「法やきまり、ルール及び司法」にかかわる主な指導内容について、「法やきまり、ルールの基本となる考え方を学ぶ」「私法の基本的な考え方を学ぶ」「憲法及び立憲主義の意義を生活と関連付けて学ぶ」「司法が果たす役割と司法参加の意義を学ぶ」といった「学習の視点」のうち、どの視点から単元・題材等の指導計画を作成するのか明らかにします。
- その際、各学校・学年段階において、どのような指導内容の系統になっているのかについても把握します。

<P36~39>

→『「法」に関する教育における『学習の視点』から見た主な指導内容の系統』を活用

##### 4 ◆育てたい児童・生徒像との関連を明らかにする

- 新しい学習指導要領及びその解説の内容に基づくとともに、上記の③の「学習の視点」を踏まえながら、指導計画を作成する単元・題材等において育てたい児童・生徒像との関連を、「法」に対する興味・関心、「法」に対する知識・理解、「法」に基づき社会の形成に参画する態度の3つの観点から明らかにします。

<P8>

→『「法」に関する教育において育てたい児童・生徒像』を活用

##### 5 ◆各教科等における単元・題材等の指導計画を作成する

- 上記の①~④の手順を踏まえて、各教科等の単元・題材等の指導計画を作成します。

<P42~99>

→各教科等の「指導計画例」を活用

## (2) 法律実務家との連携の視点

各学校において、「法」に関する教育の基本的な考え方を踏まえた単元・題材等の指導計画の作成・実施・評価・改善に当たっては、「法やきまり、ルール及び司法」にかかわる指導内容を扱うことから、教師による創意工夫を生かした指導を中心としながら、例えば、次のような視点から法律実務家と連携を図った取組みを行うことが考えられます。

### 単元・題材等の指導計画の作成・実施・評価・改善における 法律実務家との連携の視点

#### ◆「法」について教師の理解を深めるための連携

- 「法」に関する教育の理解に有用な参考文献の紹介
- 関係機関における教師対象の研修会等の紹介 等

#### ◆教材の作成・収集における連携

- 資料等の収集可能な関係機関やホームページの情報の提供
- 教材作成における法実務を生かした助言・協力
- 法律実務家による模擬授業等で活用した教材の提供 等

#### ◆授業の実施前・実施中・実施後における連携

##### ○授業実施前の支援

<例>

- ・授業実践において協力可能な法律実務家の人材情報の提供
- ・法律実務家による模擬授業等における新たな指導方法の紹介
- ・単元や題材等の指導計画の作成中に生じた疑問に対する助言
- ・事前の授業を踏まえた、本時の授業に向けた改善の方向性についての助言 等

##### ○授業実施中の支援（チームティーチングの実施）

<例>

- ・法やきまり、ルールの意義や役割の理解に関する説明
- ・司法制度の理解に関する説明
- ・裁判の判決事例の説明
- ・模擬裁判等における役割演技
- ・契約の考え方等に関する生徒の意見交換時のコーディネート 等



##### ○授業実施後の支援

<例>

- ・作成した教材の有効性についての助言
- ・本時の授業を踏まえた、次時の授業に向けた改善の方向性についての助言 等

